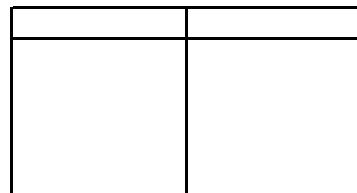


印 刷 仕 様 書

業務名	軽油引取税
帳票No	No13
帳票名	納入(付)書(申告用)第16号の12様式
データ名	KSJ550W04.txt



【その他編集項目・追記事項】

No.	レベル	項目名称	項目名	属性	桁数	説明	フォント
A	02	貢	PAGE	X			ゴシック

軽油引取税納付申告書
(令和 年 月 日 ~ 月 日分)

受付印

沖縄県知事 殿

※ 处理事項

個人番号又は法人番号 (右端で記入)

納税者の氏名又は名称 (7 & 8) この申告に応じる係及び氏名並びに電話番号 (5) (電話)

納税者の住所又は所在地 (2) (3 & 4)

令和 年 月分 (11) (12)

第十六号の十二様式 (提出用)

課税の区分	数量	課税の区分	数量
販売した燃料炭化水素油の数量 (1)	リットル	消費した軽油の数量 (16)	リットル
(ア) 特別収税義務者が元売業者又は元売業者から燃料炭化水素油を販売した場合 (1-2)		⑩のうち軽油の数量に相当した軽油の数量 (17)	
自働車の燃費税額の割合として課税した場合 (1-3)		⑪のうち軽油の数量 (18)	
差引計 (1-2)-(1-3) (7)		⑫のうち既に課税済みの軽油の数量 (19)	
販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量 (4)		差引計 (16)-(17)-(18)-(19) (7)	
(ア) 特別収税義務者が元売業者又は元売業者から燃料炭化水素油を販売した場合 (4-5)		譲渡した軽油の数量 (20) (カ)	
自働車の燃費税額の割合として課税した場合 (4-6)		消費した軽油の数量 (21) (カ)	
差引計 (4)-(5)-(6)-(7)-(8) (3)		消費又は譲渡した軽油の数量 (22) (カ)	
消費した炭化水素油の数量 (9)		(ア) 特別収税義務者以外の者が軽油を販売して譲渡した軽油の数量 (23) (カ)	
(ア) 自動車の保有者が燃料炭化水素油を自家用の内燃機関の燃料として消費した場合 (9-10)		⑫のうち既に課税済みの軽油の数量 (24) (カ)	
自働車の燃費税額の割合として課税した場合 (9-11)		差引計 (22)-(23)-(24) (カ)	
差引計 (9)-(10)-(11) (2)		輸入した軽油の数量 (25) (カ)	
所有に係る軽油の数量 (12)		合計 (7)+(16)+(17)+(20)+(21)+(22)+(23)+(25) (8)	
(ア) 特別収税義務者が元売業者として記載している場合 (12-13)		納付すべき軽油取扱税 (円×(8)) (4)	
自働車の燃費税額の割合として課税した場合 (12-15)			
差引計 (12)-(13)-(14)-(15) (3)			

添付免税証
枚(リットル分)

県税 公 沖縄県 領収証書

実績年月 (14) 那覇県税事務所

税目 軽油引取税 税目コード 28

2 (3 & 4) (7 & 8)

年 度 課 税 番 号 (1) (10) 納付申告分

琉球銀行・沖縄労働銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県労金庫・コザ信用金庫・沖縄県農業協同組合・みずほ銀行・鹿児島銀行

九州信用金庫連合組合連合金沖縄統括支店

税額
延滞金
過少申告加算金
不申告加算金
重加算金
合計
納付期限 令和 年 月 日

納付場所	領収印付印
琉球銀行・沖縄労働銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県労金庫・コザ信用金庫・沖縄県農業協同組合・みずほ銀行・鹿児島銀行	(納付者保管)

(裏)見本

備考

1. ※印の欄は、記載しないこと。

2. 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同法第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

3. 「課税の区分」欄に記載された事由のいずれかに該当する者は、地方税法第144条の18の規定によって、この申告書を下記によりそれぞれの提出期限までに申告し、当該税額を当該道府県知事に納付する義務があること。

4. 「課税の区分」欄のうち、(ア)欄又は(イ)欄に該当する者は、下記の事項を記載した書面を添付すること。

(1)、(ア)欄に該当する者……譲渡年月日

(2)、(イ)欄に該当する者……消費年月日

5. 「課税の区分」欄のうち、該当しない欄については、その「数量」欄に斜線を引いておくこと。

6. 「数量」欄のうち、「控除分」欄に記載した軽油等の数量については、必ず、製造等承認証、自動車用炭化水素油譲渡証等それらの数量を証する書面若しくはその写し又は免税証を添付すること。

課税の区分	申告者提出期限	納税地
(ア)	販売した月の翌月末日	特約収税義務者又は元売業者の事業所所在地
(イ)	販売した月の翌月末日	石油製品販売業者の事業所所在地
(ウ)	消費した月の翌月末日	自動車の主たる定置場所在地
(エ)	特別収税の義務が消した月の翌月末日	所有者の事業所又は事業所で当該軽油を直接管理するもの所在地
(オ)	消費した月の翌月末日	消費について直接関係を有する事業所又は事業所所在地
(カ)	譲渡した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(キ)	消費した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(ク)	消費又は譲渡した月の翌月末日	消費又は譲渡について直接関係を有する事業所又は事業所所在地
(ケ)	輸入の時	輸入について直接関係を有する事業所又は事業所所在地

4. 「課税の区分」欄のうち、(ア)欄又は(イ)欄に該当する者は、下記の事項を記載した書面を添付すること。
- (1)、(ア)欄に該当する者……譲渡年月日
- (2)、(イ)欄に該当する者……消費年月日
5. 「課税の区分」欄のうち、該当しない欄については、その「数量」欄に斜線を引いておくこと。
6. 「数量」欄のうち、「控除分」欄に記載した軽油等の数量については、必ず、製造等承認証、自動車用炭化水素油譲渡証等それらの数量を証する書面若しくはその写し又は免税証を添付すること。